

福祉総合計画

ひととひとが
さえあう
やさしいまち



計画策定の趣旨

近年の社会情勢の変化やライフスタイルの多様化、人口減少や少子高齢化などによって、保健福祉を取り巻く環境や住民が抱える福祉課題が複雑化・複合化しています。このような課題に対応するためには、公的な福祉サービスの充実とともに、地域における支え合いの構築や「地域共生社会」の実現が求められています。

このような背景を踏まえ、本町においても、地域福祉、高齢者保健福祉、障がい福祉の各分野における共通した課題に総合的に対応していくため、『久山町福祉総合計画』を策定しました。

本計画では、よりよい地域づくりに向けて、住民、地域、関係機関・関係団体、町（行政）が協働し、実践していくことで、「地域共生社会」の実現とともに、これまで町が培ってきた「国土・社会・人間の健康」を守り、活かし、発展させていくことを目指しています。

福祉総合計画の概要と基本方針

- 本計画の位置づけと目指す姿 -

国・県の計画（方針等）



町の最上位計画

第3次久山町総合計画

第2期久山町まち・ひと・しごと創生総合戦略

久山町福祉総合計画

福祉総合計画の基本理念

すべての人の健康と豊かな心の実現 共感でつながる元気なまちひさやま

地域福祉

– 目指すまちの姿 –

地域で支え合いみんなが安心して暮らせる共生のまち

I 地域福祉計画 » P2

- 基本目標 1 人と人、人と地域がつながるまちづくり
- 基本目標 2 一人ひとりの暮らしを受け止め、支えるまちづくり
- 基本目標 3 元気と笑顔があふれるやさしいまちづくり

地域福祉活動計画

*基本目標1～3
地域福祉計画と同じ

- 基本目標 4 安定した社会福祉協議会の基盤づくり

高齢者保健福祉

– 目指すまちの姿 –

高齢者になっても元気と笑顔あふれる安らぎのまち

II 高齢者保健福祉計画 » P3

- 基本目標 1 自らつくる健康と生きがい生涯現役のまち
- 基本目標 2 高齢者を包括的に支え安心して暮らせるまち
- 基本目標 3 高齢者にやさしい住みよいまち

成年後見制度利用促進基本計画

- 基本目標 1 権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築
- 基本目標 2 成年後見制度の利用促進

障がい福祉

– 目指すまちの姿 –

障がいのある人もない人も互いに認め支え合う安心とやさしさを感じるまち

III 障がい者計画 » P5

- 基本目標 1 障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまち
- 基本目標 2 障がいがあっても自分らしくいきいきと暮らせるまち

IV 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画 » P6

*8つの成果目標の達成に向けた取り組みの推進

久山町社会福祉協議会

連携・
協働

連携・整合



関連計画

- 地域防災
- 都市・住宅・交通
- 人権・男女共同
- 教育振興・生涯学習

連携・整合

介護保険事業計画
(福岡県介護保険広域連合)

子ども・子育て支援事業計画

自殺対策計画

健康増進計画

保健事業実施計画
(データヘルス計画)

食育推進計画

I 地域福祉計画

計画期間：令和3年度～令和8年度

目指すまちの姿 地域で支え合い みんなが安心して暮らせる 共生のまち

計画策定
の
背景

多様化・複雑化する様々な社会問題や住民の福祉課題に対応し、住民同士が地域において支え合い、助け合って、安心して暮らせるよう、自助（自分自身の努力や家族による支え合い）、互助（近隣住民同士の助け合い、行政区やボランティア活動など）、共助（介護保険や医療保険によるサービスなど）、公助（行政（町）による支援など）が相互に関わりながら、地域福祉の推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指す取り組みが求められています。

基本目標
1

人と人、人と地域がつながるまちづくり

地域福祉に対する意識啓発や福祉教育の推進に努めます。また、互助による地域福祉活動の充実を目指し、住民が顔見知りになるきっかけの場や機会をつくり、ボランティア活動などの幅広い地域福祉活動につながるよう支援するとともに、地域福祉活動の活性化を図ります。

主要
施策

1 地域福祉・地域共生の意識向上

地域の課題を身近な問題として捉え、誰もが地域社会の一員として共に支えあう意識を育むため福祉教育・学習を推進します。また、様々な情報媒体を活用し住民の福祉意識を高める取り組みを行います。

施策の展開

- ① 福祉教育の推進
- ② 地域福祉・地域共生に関する広報活動

主要
施策

2 住民同士の交流の場・機会の充実

行政区活動をはじめ、各地域で高齢者、障がい者、子育て世帯などが気軽に参加・交流できる場や活動を支援し、住民主体のまちづくりを推進します。

施策の展開

- ① 交流の場・機会づくりの支援
- ② 住民主体のまちづくりの推進

主要
施策

3 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

地域を支えていく人材の確保・育成を目指し、住民による地域福祉活動やボランティア活動の支援・促進を図ります。

施策の展開

- ① 地域の担い手の確保・育成
- ② 団体への活動支援

基本目標
2

一人ひとりの暮らしを受け止め、支えるまちづくり

住民の多様化・複雑化する生活課題に対し、包括的に受け止める相談支援体制の充実や機能強化、必要とする福祉サービス等の情報提供や充実に取り組みます。また、住民一人ひとりが自分らしく、地域で暮らし続けられるように、生活の安定と自立を支援していきます。

主要
施策

1 相談支援体制の充実

個人や地域が抱える生活課題が多様化・複雑化する中、適切に対応できる専門的かつ包括的な相談支援体制の充実を進めます。

施策の展開

- ① 包括的な相談支援体制の充実
- ② 地域における相談機能の強化

主要
施策

2 情報提供と福祉サービスの充実

町の福祉に関する情報が必要な人に行き届くように、情報提供の方法を工夫するとともに、公的福祉サービスのすき間を埋める自助・互助・共助による多様な生活支援のあり方を検討していきます。

施策の展開

- ① 福祉に関する情報提供の充実
- ② 福祉サービスの充実

主要
施策

3 複合的な課題を抱える人々への支援の充実

成年後見制度の周知を行うことや、虐待の未然防止・早期発見の強化に取り組みます。また、生活困窮世帯が地域から孤立することがないよう、地域等と協力しながら、見守りや声かけに努めています。

施策の展開

- ① 権利擁護の推進
- ② 生活困窮者自立支援の充実

元気と笑顔があふれる やさしいまちづくり

健康意識の啓発や健康づくり事業の充実、生きがいづくり・社会参加の推進などに取り組みます。また、地域の安全・安心を支える防災・消防・防犯体制の充実や災害時の避難活動における住民同士の支援体制を充実し、災害に強いまちづくりを推進します。さらに、誰もが利用しやすい施設整備や交通手段の確保など、安心できる生活環境を整えていきます。

1 健康づくり・生きがいづくりの充実

健康増進への関心喚起と住民一人ひとりの自主的な健康づくりを推進し、また、人と人とのつながりを基本とした生きがいづくりの醸成に取り組みます。

施策の展開

- ① 健康づくり・介護予防の推進
- ② 心の健康と生きがいづくりの推進

2 災害等の緊急時における備えの充実

地域の防災活動、災害時の避難行動要支援者対策等を行い災害に強いまちづくりを進めます。

また、地域の防犯体制や交通安全対策の強化に取り組みます。

施策の展開

- ① 防災・防犯対策の強化
- ② 感染症への備えの充実

3 安心できる生活環境の整備

地区の特性に応じた公共交通網の整備や生活利便施設の誘致等の検討を進めるとともに、町の公共施設や道路等のバリアフリー化を進めます。

施策の展開

- ① 交通や買い物などの生活環境の充実
- ② バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

■久山町地域福祉活動計画

久山町社会福祉協議会において、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくために、町の「地域福祉計画」と一体的に策定したものです。



II 高齢者保健福祉計画

計画期間：令和3年度～令和5年度

目指すまちの姿 高齢者になっても元気と笑顔あふれる 安らぎのまち

計画策定
の
背景

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に到達する令和7年（2025年）が近づく中、高齢化の進行に伴う要介護者及び介護給付費の増加、介護サービスを支える人材不足など、新たな問題がみえてきており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりが求められます。

自らつくる健康と生きがい 生涯現役のまち

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、生活習慣病対策や健康づくりと介護予防、要介護状態の悪化防止に向けた事業を展開します。また、高齢者の就労の場の確保や生きがいづくり、社会参加の場や機会を創出し、地域でいきいきと活躍できる環境づくりに取り組みます。

1 ひさやま方式の健康づくり

町と九州大学が共同で行う生活習慣病予防健診を核とする「ひさやま方式」の健康管理を活用し、健康増進への関心喚起と自ら取り組む健康づくりや介護予防につなげ、健康寿命の延伸を目指します。

施策の展開

- ① 健康づくり・疾病予防の推進
- ② 介護予防の推進

2 社会参加と生きがいづくりの促進

高齢者が心身ともに元気でいきいきと暮らしていけるよう、社会参加の場や就労の機会を創出し、地域で活躍できる環境づくりに取り組みます。

施策の展開

- ① 社会参加の促進
- ② 雇用の場・就労支援体制の充実

3 高齢者が互いに支え合う地域づくりの推進

元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支え、さらには地域や社会を支える担い手の一員として活躍できる地域づくりを推進します。

施策の展開

- ① 見守り支援活動の推進
- ② 高齢者による互助活動の推進

高齢者を包括的に支え 安心して暮らせるまち

高齢者とその家族を支えるため、地域包括支援センターを要として、高齢者の保健・福祉関係機関のネットワークを構築し、適切なサービスや関係機関等につなげる相談支援体制の充実を図ります。

また、認知症や疾病の予防など、保健・医療・介護等の多職種による支援体制の充実や在宅生活を支えるサービスの充実に加え、地域の福祉意識を高め、住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるまちを目指します。

主要施策

1 いつでも相談でき、必要な情報が手に入る仕組みづくり

高齢者が抱える様々な生活課題や医療・福祉の相談に対応するため、地域包括支援センターを中心として、適切なサービスや関係機関等につなげる包括的な相談支援体制の充実を図ります。

施策の展開

- ① 総合的・包括的な相談支援体制の充実
- ② 保健・福祉に関する情報提供の充実

主要施策

2 認知症になっても、病気になっても安心して生活できる環境づくり

久山町研究で導かれた科学的根拠に基づいた認知症予防対策を推進し、地域における認知症の方との共生に取り組みます。また、在宅医療や介護に関わる多職種と連携し、医療や介護を必要とする高齢者への切れ目のないサービス提供体制の構築を推進します。

施策の展開

- ① 認知症予防、早期診断・早期対応の推進
- ② 認知症への理解促進、家族介護者支援
- ③ 在宅医療・介護連携の推進

主要施策

3 在宅生活を支える多様なサービスの充実

高齢者ができる限り自宅において、自立した生活が送れるよう、高齢者のニーズを把握しながら、在宅サービスの充実を図ります。

施策の展開

- ① 在宅生活を支えるサービスの充実
- ② 生活支援体制の整備促進

高齢者にやさしい住みよいまち

高齢者に配慮した住まいの確保や生活環境の整備に加え、災害等の危険から命が守られ、安全な生活が保障されていることが重要です。高齢者をはじめ、全ての住民が住みやすいまちとなるよう、地域住民の理解や協力の下、安全な生活環境の整備や権利が守られる仕組みづくり、防災・防犯対策の充実に取り組みます。

主要施策

1 高齢者にやさしい住まいの確保

高齢者一人ひとりの生活や心身機能に対応した居住環境の整備や自宅以外の場所で安心して暮らせる住まいの確保に取り組みます。

施策の展開

- ① 高齢者に適した居住環境の整備
- ② 安心できる居住の場の確保

主要施策

2 高齢者の安全対策の推進

高齢者虐待の防止や判断能力が低下した人への意思決定支援など、高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進に取り組みます。また、災害発生時の避難支援体制の強化や防災意識の向上、交通安全・防犯対策の強化に取り組みます。

施策の展開

- ① 権利擁護の推進
- ② 防災・防犯対策の強化
- ③ 感染症対策の推進

主要施策

3 安心した生活環境の整備

長年住み慣れた地域が、高齢者にとって安心して生活できる環境となるよう、公共交通網の改善や公共施設、道路等のバリアフリー化など生活環境の整備・充実を図ります。

施策の展開

- ① 生活環境の充実
- ② バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

■久山町成年後見制度利用促進基本計画

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、「親亡き後」の障がい者等の増加が見込まれ、成年後見制度※による支援が必要になっていくと考えられます。このことから、高齢や障がいがあっても、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けていくことができるよう、成年後見制度に関する施策を推進し、総合的に支援していくことを目的として策定しています。

※成年後見制度とは、認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の生活や財産管理を支援するための制度です。

III 障がい者計画

計画期間：令和3年度～令和8年度

「自指すまちの姿 障がいのある人もない人も互いに認め 支え合う 安心とやさしさを感じるまち

計画策定
の
背景

障がいの有無によって分け隔たれることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとともに、障がいのある人が望む地域生活の支援や、多様化するニーズへのきめ細かな対応、サービス基盤の計画的整備等が求められています。

基本目標

1 障がいのある人も共に暮らしやすいまち

障がいのある人とない人が互いに理解し、認め合い、支え合うまちの実現を目指し、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮を推進し、障がいについての普及啓発や福祉教育の充実を図ります。

また、全ての障がい者が地域社会を構成する一員として、様々な活動や機会の適切な確保を図り、共生のまちづくりを目指します。さらに、障がいの特性や複合的困難等に配慮したきめ細かい支援に取り組み、障がいがあっても安心して暮らせる環境整備を図ります。

主要
施策

1 障がいへの理解の推進

障がいを理由とする偏見や差別の解消に向けて、障がいに関する普及啓発や福祉教育の充実を図るとともに、障がいのある人とない人が交流できる場や機会の充実を図ります。

施策の展開

- ① 障がいへの理解を深める普及啓発
- ② 障がいのある人とないとの交流促進

主要
施策

2 地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が地域で安全に自立した暮らしを続けていく生活環境の充実を図るため公共交通機関等のバリアフリー化を推進し、わかりやすい行政情報の提供やコミュニケーション支援の充実、防災防犯対策等に取り組みます。

施策の展開

- ① 安全・安心な生活環境の整備
- ② 情報提供及び意思決定・コミュニケーション支援の充実
- ③ 防災・防犯対策の推進
- ④ 社会参加に向けた環境整備と活動支援

基本目標

2 障がいがあっても自分らしくいきいきと暮らせるまち

障がい者の日常生活や社会生活を支援していくため、悩みや困りごとを身近に相談できる窓口の周知を図るとともに、関係機関等との連携を図り、総合的かつ横断的な相談支援体制の充実を図ります。

また、生涯を通じて適切な支援を受けられるよう、障がい児の療育支援及び地域・学校における教育支援、経済的自立に向けた就労支援、適切な保健・医療サービスの提供など、各分野が連携しながら切れ目のない支援に取り組みます。

主要
施策

1 日常生活・社会生活を支えるサービスの充実

障がいのある人やその家族が抱える悩みや不安が複雑化しているため、相談支援体制や福祉サービス等の充実に取り組みます。また、権利擁護のさらなる推進や虐待防止対策の強化を図ります。

施策の展開

- ① 相談支援体制の充実
- ② 障がい福祉サービスの充実
- ③ 権利擁護のための施策の充実

主要
施策

2 保健・医療サービスの充実

障がいのある人が地域において、保健・医療サービス等を受けることができるよう、提供体制の充実に努めます。また、関係機関と連携し入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進し、地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。

施策の展開

- ① 疾病予防、障がいの早期発見・早期治療の推進
- ② 地域医療体制の充実
- ③ 精神保健福祉施策の充実

主要
施策

3 療育・教育支援の充実

子どもたちの言葉や身体機能等の発達の遅れを早期に発見し、一人ひとりの状態に応じた専門的な相談、療育支援を提供するとともに、就学前の乳幼児期から学校教育、就労に至るまで切れ目のない支援を身近な地域で提供できる体制の構築を目指します。

施策の展開

- ① 療育支援・障がい児保育の充実
- ② 教育環境等の充実

主要
施策

4 雇用・就労支援の充実と経済的自立の支援

障がいのある人が地域で自立した社会生活を送るために、雇用促進や就労定着に向けた障がいへの理解や配慮を求め、

施策の展開

さらなる雇用対策の充実を目指します。

- ① 総合的な就労支援
- ② 就労の場の拡充
- ③ 経済的自立の推進

Ⅳ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

～目指すまちの姿 障がいのある人もない人も互いに認め
支え合う 安心とやさしさを感じるまち 計画期間：令和3年度～
令和5年度

8つの成果目標の達成に向けた取り組みを推進します。

成果目標 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入居者や同居家族等の高齢化などにより、在宅生活が困難な障がい者の利用意向を踏まえつつ、福祉施設入所者の地域生活への移行を推進します。

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、支援体制を構築することが必要なため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目指します。

成果目標 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ場所や体制の整備を進めるため、糟屋中南部圏域内に地域生活支援拠点等の確保を目指します。

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

ハローワークなど就労支援の関係機関等と連携し、離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援を行います。また、障がい者の一般就労や雇用支援策に関し周知を行い、障がい者雇用の推進に努めます。

成果目標 5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センター（糟屋中南部圏域に2か所整備済み）において行われている保育所等訪問支援事業について、必要に応じた利用の推進に努めます。
- 重症心身障がい児の受け入れ体制が確保できるよう、地域における障がい児等のニーズ、児童発達支援や放課後等デイサービスでの受け入れ状況などを関係機関と共有し、サービスの利用を図ります。
- 医療的ケア児の協議の場において相談支援事業所のコーディネーターと連携し、支援の調整を進めます。

成果目標 6

身近な地域において相談支援が受けられる環境を整え、保護者等が発達障がいの特性を理解し、知識や適切な対応を身に付けられるよう、児童発達支援事業所や子ども発達相談（きらきらルーム）と連携を行います。また、発達障がい児及びその家族等に対して適切な情報を周知するとともに、支援体制の確保に努めます。

成果目標 7 相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別やニーズに対応し、総合的・専門的な相談支援を継続できるよう、各事業所と連携を図ります。

成果目標 8 障がい福祉サービス等の質の向上

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に参加し、資質の向上に努めます。

計画の普及

町の広報紙やホームページ、地域の集まりの機会などを活用し、計画の内容の普及に取り組み、住民同士の互助意識の醸成に努めます。

計画の進捗管理



各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や、計画の見直し等に反映させていきます。

久山町 福祉総合計画 概要版

令和3年3月

地域福祉計画 / 地域福祉活動計画

/ 高齢者保健福祉計画 /

成年後見制度利用促進基本計画 /

障がい者計画 / 障がい福祉計画・障がい児福祉計画



【編集・発行】

久山町役場 福祉課

〒811-2592

福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地

電話 092-976-1111 FAX 092-976-2463

社会福祉法人 久山町社会福祉協議会

〒811-2501

福岡県糟屋郡久山町大字久原3553番地1

電話 092-976-3420 FAX 092-976-3430

福祉総合計画



各計画書の全体版はこちらから

スマートフォンなどをお使いの方は
QRコードを読み込んで頂くと、
計画書の掲載サイトが表示されます。

地域福祉活動計画



困りごとなどの相談窓口

久山町役場 福祉課 福祉係

092-976-1111

久山町社会福祉協議会

092-976-3420

